

## ジエイ・ルービン著（今井素子、大木俊夫、木股知史、河野賢司、鈴木美津子訳） 『風俗壊乱 明治国家と文芸の検閲』

牧 義之

原書のタイトルは「Injurious to public morals」、著者は、夏目漱石や村上春樹の英訳で有名なジエイ・ルービン（現・ハーバード大学名誉教授）である。副題の「Writers and the Meiji state」が示す通り、本書は作品分析が全てではなく、作家と、文芸作品を統制する当局者との関係性に焦点を当てて、戦前・戦中期に全ての文筆家が意識しなければならなかった、内務省を中心とする検閲制度について、様々な作品や時代状況を取り上げて論じている。

原書の刊行は一九八四年（University of Washington Press）であるので、四半世紀以上を経ての邦訳刊行であった。翻訳の計画は原書刊行後間もなく立ち上がったが、出版社の事情や訳者の都合により延期されていた。この辺りの事情については、「訳者後書き」や木股知史「風俗壊乱」の翻訳に携わって」（[Syn]」第二号、甲南大学文学部木股知史研究室、二〇〇八年五月）に記されている。しかし、日本の戦前・戦中期、あるいは戦後・占領期の

検閲に関する研究が国内外で盛んになりつつある今日、ある意味ではとても良いタイミングで邦訳が刊行されたことを、研究に携わる者として喜ばしく思う。

本書を通読してまず実感するのは、文献調査の綿密さである。著者が拠点とした研究施設の充実さが大きな要因であっただろうが、例えば『出版警察概観』『出版警察報』等の官憲による資料、あるいは『朝日新聞』を初め、『国民新聞』『日本及日本人』『法律新聞』といった、明治期に刊行された新聞・雑誌類の調査を丁寧に重ねたことが分かる。現在、研究においてごく一般的に活用される右に挙げた官憲資料の復刻版は、原書刊行と前後する時期に出されている。著者が執筆していた当時においては、日本国内でさえ資料へのアクセスが容易ではなかったはずだ。先の本木股も、翻訳にあたり引用文献の収集に苦労したことを記している。

当然ながら英語圏の読者に向けて書かれた本書は、随所に割注の形で、取り扱った作品の翻訳にどういふものがあるのかを記し

ている点が特徴的である。本書は研究書でありながら、英語圏の読者にとつては、個々の作品へ読み進むための親切な道標としての役割も果たしている。挙げられている翻訳は当然、原書刊行までのものに限られているが、既にこの時期において、いかに多くの作品が翻訳・紹介されているかに驚きを覚えた日本語圏の読者も多いだろう。

章ごとの内容については、小森陽一による「解説」があり、ここでは重複するので詳しくは記さない。大きな「部」ごとの括りでごく簡単に見渡すならば、明治初期から日露戦争前までの比較的緩やかであった検閲状況を考察した「第一部 より単純な時代」（第二章から四章）、自然主義が台頭し、性欲満足主義と結びついて文芸への検閲が厳しくなり始めたことと、夏目漱石、小栗風葉を対比的に論じた「第二部 日露戦争後」（第五章から九章）、森鷗外と平出修の關係に焦点を当てながら、大逆事件を扱った小説作品の分析と、文芸委員会設置に対する作家の反応について論じた「第三部 大逆事件とその後」（第十章から十二章）、そして大正期の谷崎潤一郎作品を主に取り上げながら、円本の登場と文芸懇話会構想、やがて戦中に至り軍部の検閲が台頭し出すまでの状況について論じた「第四部 国家的動員に向けて」（第十三章から十六章）である。

著者は「日本語版への序文」の中で、「驚いたことに、定評のある日本近代文学史の書物にはいずれにも検閲制度への言及がほとんどないか、あるいは言及がなされているごく僅かの場合に

も、このついでにふれられているにすぎず、読者はまるで検閲制度がいかに機能したかを詳細に知っているとも想定されているかのようであった」と記している。日本ではようやくここ数年、検閲研究に関する資料面の整備と、それらを用いた研究が進み、ルービンが記した状況に変化が現れ出している。検閲制度と文学に関する近年の研究成果に関しては、時野谷ゆりが「昭和文学研究」第六十四号（二〇一二年三月）にまとめているのでこちらを参照されたいが、著者の本書における研究は、官憲資料が手薄な明治時代を中心としながら、戦前・戦中期を通史的に論じている点で、検閲制度研究の基礎的な成果として位置付けられるものである。

今後、本書を手がかりとして個別具体的な作品と社会状況との関連性が、より一層深められて行くと期待されるが、一方で、原書刊行後二十五年以上が経過している点と、典拠とした文献の記述が不正確であったことにより、訂正が必要な箇所が幾つかある。例えば、取り締まりの法外措置を論じた箇所で、「削除は、問題ある箇所の未然防止を目的として、検閲官がゲラ刷り段階で命ずるものであったし、分割還付は、すでに発行されたながら、発売前に警察に押収された出版物を削除する措置であった」（三四頁）とされているが、「削除処分」は発行後に下される処分であるので「未然予防」の側面は無く、「分割還付」は禁止処分によって押収された出版物を、発行者の願出が許可されたものについては、削除の上還付される救済措置であり、「発売前に警察に押

取されることは、原則的にはあり得ない。

また、一九四〇年に「内閣情報部」が内務省警保局図書課等を統合して「情報局」に改められたが、本書では「内閣情報局」と誤った名称（原書では「Cabinet Information Bureau」）で表記されている。これは、典拠とした畑中繁雄『覚書昭和出版弾圧小史』（図書新聞社、一九六五年八月）が、本文中では「情報局」としながら、節の見出しでは「内閣情報局」とも記しているのが、著者は後者を選んだのだろう。あるいは、森田草平の小説『輪廻』について、「製本された本の中に二〇頁に及ぶ破り取られた跡が残っていて、分割還付されたらしいことを物語っている」（三七頁）と記しているが、畑中はこれを「分割還付」とは判断しておらず、実際に『輪廻』は禁止処分も受けてはいない。今後、本書を基盤として論を展開する際には、法令の運用やその実態に関して、特に気をつけて引用する必要がある。先端的ではあるが、最新の研究成果ではない点にも注意をしながら本書を読みたい。

指摘すべき部分は、細かい部分ではあるが作品の初出事項にもある。第十四章で考察に挙がっている谷崎潤一郎の戯曲「検閲官」について、「この短篇を雑誌に発表して他の文筆者の作品を危険にさらしたくなかったのであろうか、雑誌ではなく自身の最新の作品集で初めて発表するという異例の方策を講じた」（三三九頁）とされている。これは、著者が参照した全集の月報に「初出未詳」と記されているのでこのような記述になったのだろうと思われるが、現在では『大正日日新聞』が初出であったことが判

明している。

指摘ばかりせず内容を見てみよう。出版に関する取り締まりの中で、本書では特に法外の便宜的措置である内閲について繰り返し言及されている。著者は、検閲官と作家との関係性を重視しており、直接的な交渉を伴う内閲を特に着目すべきと考えたのだろう。第六章、生田葵山「都会」の裁判を論じた箇所では、単行本『富美子姫』が内閲を経たが禁止処分を受けたとして、「検閲官が従来も実施していた慣習と関わる重要な問題が表面化して来た」（二二〇頁）と記している。「富美子姫」の場合は、禁止後に危険箇所を削除した上で再発売を求めた交渉を、葵山が内務省に行なっただけであるので、発行前の内閲を指している訳ではないが、他の箇所でも、「法の枠外における協定」（一八頁）、「小説の発表に関する法の枠外における交渉」（一九二頁）、「出版社と検閲係の間の非公式の協議」（三三四頁）と言いつつ変えながら内閲に着目し続けている。そして、「文学の作り手と検閲官の間の協力関係が公的に認知された、私の知る限りの最も驚くべき事例」（二八八頁）として、谷崎の「異端者の悲しみ」が実は内閲を経て発表された作品であったことを明らかにしている。

さらに、谷崎の活動に触れた第九章では、「刺青」について作者自身が「発売禁止が怖しさに、原作と違へて大分削り取った」（『少年世界』への論文）『文章倶楽部』大正六年五月）と記した一文から、「このことは検閲の脅威が芸術作品の改良に役立つ一例なのかもしれない」と言うのは、谷崎によれば、今日あるこ

の珠玉の名作は（中略）書き改められるまでは、もっと長い分量のものだったし、また作者と同時代に設定されていたからである」（一九〇頁）と、例外的にはあるが、検閲制度が結果として作品の完成度を上げることに基づいた成果として評価出来る。これらの考察は、資料の分析に基づいた成果として評価出来る。

日本の検閲制度が作家、作品の生成に与えた影響について、著者の総合的な評価は、本書末尾の文章に纏められている。「戦時の日本の指導者たちが、国民のために作家に何を望んでいたかを、生々しく見せてくれる」資料である「辻小説集」に収録された谷崎の「漠妄想」という短文を引用する直前に、次のように記している。「先にわれわれは、谷崎が持っていた気迫と洞察力を見て来た。検閲官が必死に努力を払ったけれども、読者は長年にわたって谷崎のこうした力量に救いを求めて来た。しかしながら、ここではついに、谷崎の筆からは、桂太郎、小松原英太郎、あるいは彼らの後継者である平沼騏一郎、田中義一から松本学、東条英機などを満足させるにたるような、実に不毛で、つまらぬ作品が生まれたのであった。谷崎のような作家にこうした弱々しい一頁の作品を創作させようとして、桂政権以降の政府はいずれも、無数の時間と数百万円の金を投資して、数十年にわたって法の制定、委員会業務、警察の取締、行政指導、裁判及び日本国民の教化、甘やかし、あるいは残忍極まる強要といった計画を遂行したのであった」（三八八―三八九頁）。

本書の冒頭に記されている「職業作家としての姿勢の成長と、

その姿勢が国家の政策に対して引き起こした軋轢」を見直すことが、本書における「研究の核」である。戦後に至るまで「現実をしっかりと把握していた鋭敏な人物」として、永井荷風と共に挙げられる谷崎に、「漠妄想」のような文章を書かせた国家による諸規制を批判しつつ、著者は、各時代の作家が検閲制度に対していかに抵抗、あるいは迎合を執筆活動や運動への参加を通じて行ったのかについて、時には文芸評論家の目線も交えながら論じている。

大逆事件前後の時期を考察の軸に据えた結果、本書では昭和一〇年代辺りの事情については、ごく簡単にしか触れられておらず、例えば横浜事件は取り上げられていても、同様に有罪判決が下された石川達三「生きてゐる兵隊」筆禍事件に関しては、題目さえ挙がっていないのが残念ではある。その一方で、カムストック協会への原稿提出と内閣との退避（七頁）や、「都会」裁判に関わった今村判事の「社会一般の基準」という表現をアメリカ法廷における事例と比較する（二二―二頁）等、著者の真骨頂を示す国際的視点からの考察は、示唆に富むものである。

（世織書房、二〇一一年四月、四七七頁、定価五、〇〇〇円＋税）  
（まき・よしゆき 日本学術振興会特別研究員PD）